

令和4年度 第4回 大洲市地域公共交通活性化協議会

目次

議題1	大洲市地域公共交通計画の策定	1
議題2	市内循環バスの路線・時刻変更	7
議題3	デマンド型交通の本格運行(柳沢・新谷地区)	13

令和5年3月10日

大洲市

議題Ⅰ 大洲市地域公共交通計画の策定

- 1 地域公共交通計画素案
別冊のとおり
- 2 パブリックコメントにおいて寄せられた意見とその対応
募集期間：R4.12.20～R5.1.19 提出者数：2名(10件)

No.	対象頁	意見概要	対応(回答)
1	P30	鉄道については、全国的に廃止などの動きが出ており、長浜線などどうなるのか心配される。又、老いてから公共交通利用したくても「階段がきつい」の声が出ている。全国的にもエレベーターがついており、検討すべきだと思う。	鉄道については、路線バスとも連携しながら、利便性を高める取組を進めることとしています。(P63, 事業1-1) バリアフリー化についても、施設の建て替え等に合わせて関係者と協議して随時実施することとしていますので、今後検討を進めてまいります。(P67 事業2-3)
2	P32	民間バスは民営の問題もあるが、市も助成している。ともに悩んでアイデアを出していったほしい。バスは大型でないといけないのかと時々思う。中型で数多く走らせることもありではないか。	大洲市地域公共交通活性化協議会において、民間事業者や国・県・市、地域住民、学識経験者の方々と交えて、事業の実施に必要な事項等を議論することとしています。また、このほかにも民間事業者と市との間では情報交換を継続しております。バス車両の規模や便数等も含め、今後も引き続き、有効な事業となるよう連携を深めてまいります。(P72 事業4-4)
3	P46	「人口減少に対応した都市づくり」の表現について、人口減少OKの感じがする。都市づくり…大洲市を都市と表現できる規模なのか。	本市における総合計画や人口ビジョンにおいて、今後も人口減少していくことが見込まれており、歯止めをかけるための施策を推進することで将来人口展望や目標人口を掲げ取組を進めていくこととしています。また、大洲市立地適正化計画において、市内中心部を都市拠点、各支所周辺を地域拠点に位置付け、必要な整備・誘導、拠点間を結ぶ連携軸の強化を図りながら、人口減少に対応したまちづくりを実現することとしています。
4	P47	問題点Ⅰで高齢化・人口減少の中で、運転しない人たちが増えていくことも動きとして表現しておくべきではないかと思う。いっそう増えるこの人口(運転しない人)に応えるサービスこそ必要である。	問題点Ⅰに「高齢者等の運転免許非保有者の増加」を追加します。
5	P34	福祉バスは地域がつくり出した「技」である。バスまで歩いて30分かけて停留所に出てくる人々がいることで実現した。長く利用されたものであり愛されている。これが今変わると、高齢者の方々にはどう利用したらいいのか分からなくなる。安易な見直しは、住民を戸惑わせ一層不便になりかねないと思う。	本市における公共交通は、様々な運行サービスが重複して分かりにくいこと、運転手不足や利用者の減少などの状況を踏まえ、効率的な運行が必要であることなどから、市内全域において、同一基準によるデマンド型交通の導入を進め、持続可能な交通手段を確保するものです。 見直しに当たっては、現在利用している方が引き続き利用できる環境整備を図るとともに、地域の皆様と新たな交通サービスの使い方を考え、説明会や乗り方教室などの利用促進も行います。(P63 事業1-2、P65 事業2-1、P69 事業3-1)

No.	対象頁	意見概要	対応(回答)
6	P56	行政負担の目標値を下げることに意味を持たせるのではなく、市民の利便性を目標値にすることこそ必要ではないか。	行政負担額の目標値の設定は、利用者増加による運賃増収や交付税措置等による財源を確保し、市の負担額を抑制することにより、行政による公共交通サービスの持続性を確保することを意味します。市民の利便性に係る目標は、公共交通の利用回数、利用者数等の増加として設定しています。
7	P64	ボランティアなどによる輸送の際の事故の責任はどのようになるのか。法律ができたのか。	ボランティアなどの輸送での事故については、一義的にはドライバーが責任を負うこととなりますが、ボランティア輸送実施時にのみ適用される保険を掛けたり、所要の安全講習を受講したりするなどの対策も可能です。
8	P63	河辺のデマンド化は、誰の希望でどのような思いでやろうとしているか。交通の便を良くする方向で整備計画が出ている中で、利便性が無くなる施策ではないかと多くの方が心配している。	本市における公共交通は、様々な運行サービスが重複して分かりにくいこと、運転手不足や利用者の減少などの状況を踏まえ、効率的な運行が必要であることなどから、市内全域において、同一基準によるデマンド型交通の導入を進め、持続可能な交通手段を確保するものです。 見直しにあたっては、現在利用している方が引き続き利用できる環境整備を図ります。
9	P69	市中心部では、観光案内のガイダンス等々新たな施策を明示しながら、一方で受益者負担と行政の負担適正化が言われている。新たな投資について分母はどこでみるのか。一方、周辺地域はその負担も負いながら、サービスを低下させられていくのではないか。	計画に掲載している交通施策については、現況・課題等を踏まえ検討したものであり、市内全域における施策の展開により、持続可能な交通体系の構築を目指すものです。なお、周辺地域の交通サービスの利用者負担についても、循環バスの運賃を参考に設定していますので、過度の負担とはならない仕組みとしていますが、今後におきましても、適正な負担となるように必要に応じて随時見直しを図ってまいります。
10	P65	コロナ禍の中、デマンド型交通の利用者が亡くなり、利用者が減少している。その中で、登録者の中で事前に予約してもしなくても近所の人に買い物、病院へと連れて行ってもらっている方が一部出ている。 この事例は突発的かもしれないが、登録者・利用者（必要となる人）に対して、利用促進を促す出前講座とともに5年後、10年後と持続可能なサービスをそれぞれの地域に沿った地域公共交通網をお願いしたい。現在利用登録されている方に対しても確認の意味で1年に1回は利用状況などを情報共有してみてはいかがか。	P66 事業 2-1④において、地域とともに利用方法等を周知する出前講座や体験乗車会を実施することとしています。この取組の中で、地域の皆様と共に、新たな公共交通サービスの使い方を考え、ご指摘いただいた状況についても改善を図ります。 登録者の確認・共有については、個人情報保護の観点から登録者数の共有にとどまりますが、利用促進の中で登録者へ声掛けを行うなどの工夫は行ってまいりたいと考えております。

3 その他修正点

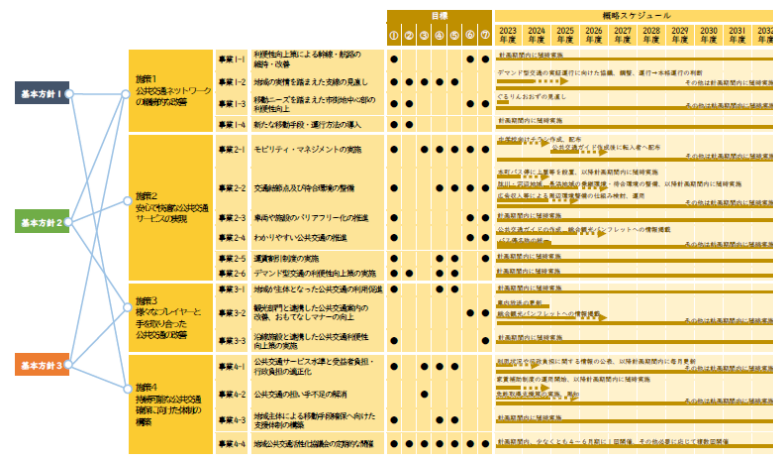
対象 頁	修正後	修正前	備考(対象 頁)
P47	第1章～第4章 (略) 第5章 大洲市における公共交通の役割と問題点・課題 2 大洲市の公共交通に関する問題点 (略) 問題1 少子高齢化・人口減少の更なる進展 ● 中山間部を中心に少子高齢化と人口減少が更に進展している。 ● 人口減少だけでなく、高齢者を中心に外出頻度も減少している。 ● 高齢者による交通事故の割合が増加傾向にある。 ● <u>運転免許の返納件数が増加傾向であり、高齢者を中心に運転免許非保有者が増加する可能性がある。</u> (略) 3 大洲市の公共交通の課題 (略)	第1章～第4章 (略) 第5章 大洲市における公共交通の役割と問題点・課題 2 大洲市の公共交通に関する問題点 (略) 問題1 少子高齢化・人口減少の更なる進展 ● 中山間部を中心に少子高齢化と人口減少が更に進展している。 ● 人口減少だけでなく、高齢者を中心に外出頻度も減少している。 ● 高齢者による交通事故の割合が増加傾向にある。 (略) 3 大洲市の公共交通の課題 (略)	パブリック コメントを 踏まえた修 正
P48	課題2 地域の実情に応じた支線※の維持・再構築 周辺部では路線バスの廃止に伴い、様々な交通手段(福祉バス、スクールバス住民利用など) <u>が目的別に整備・継続された結果、市全体の公共交通が複雑化し、</u>利用者にとってわかりづらい状況となっています。 <u>様々な交通手段が混在した地域については、</u>デマンド型交通等への見直しを進め、 <u>より分かりやすい公共交通とすることで利便性向上を図るとともに、サービスの平準化、</u>持続可能な支線に再構築する必要があります。 第6章 (略)	課題2 地域の実情に応じた支線※の維持・再構築 周辺部では路線バスの廃止に伴い、様々な交通手段(福祉バス、スクールバス住民利用など) <u>で住民の移動ニーズに</u>対応しており、 <u>運行が複雑化し、</u>利用者にとってわかりづらい状況となっています。 <u>旧市町村間でサービス水準が異なっている福祉バス等については、</u>デマンド型交通として見直しを進め <u>ます。市内の路線を一体的に見直すことで、サービスの平準化を図るとともに、</u>持続可能な支線に再構築する必要があります。 第6章 (略)	分かりやす い表現に修 正

第7章 施策体系と取り組む事業

1 施策体系

計画に位置付ける施策と事業の概要および基本方針や目標との対応関係、事業の概略スケジュールを以下のとおり整理します。

P 60

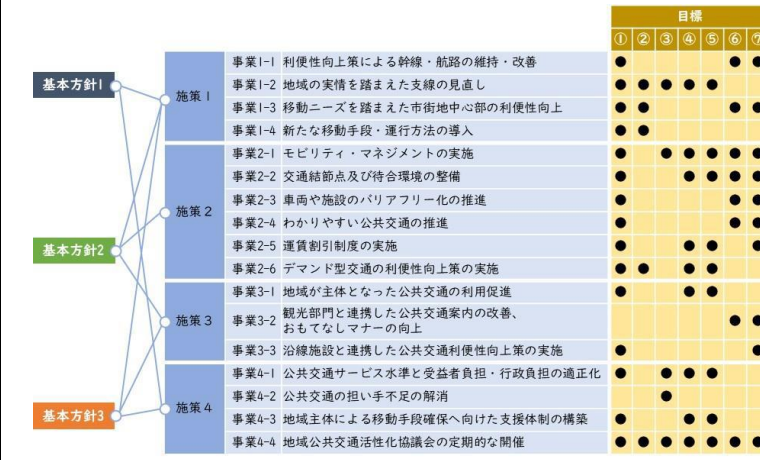


(略)

第8章 計画の進捗管理 (略)

計画に位置付ける施策と事業の概要および基本方針や目標との対応関係を以下のとおり整理します。

※スケジュールを明示していない事業は計画期間内に随時実施することとする。



(略)

第8章 計画の進捗管理 (略)

記載の修正

図表の追加

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律抜粋

(地域公共交通計画)

- 第5条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
 - (2) 地域公共交通計画の区域
 - (3) 地域公共交通計画の目標
 - (4) 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
 - (5) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
 - (6) 計画期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
- 3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- (1) 第37条の規定による資金の確保に関する事項
 - (2) 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
 - (3) 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項
- 4 第2項第3号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。
- 5 第2項第4号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。
- 6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第25条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
- 7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする2以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。
- 9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して2以上の市町村にわたり一体的に地域旅客

運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。

- 10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第2項第4号に掲げる事項について、次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 13 第7項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。

（協議会）

第6条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第1項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第1項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（地域公共交通計画の評価等）

第7条の2 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合においては、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。

議題2 循環バス「ぐるりんおおず」の路線・時刻変更

街路若宮東大洲線の整備に伴い、循環バス「ぐるりんおおず」の運行時間の短縮等を図るため、路線及び時刻を変更することについて承認を求めるものである。

運 行 の 態 様	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）	
運 行 主 体	伊予鉄南予バス株式会社	
運 行 範 囲	大洲病院～（柚木）～大洲本町～大洲駅～東大洲～大洲駅～大洲本町～（柚木）～大洲病院	
系統別キロ程 運 行 便 数	大洲病院～大洲駅～東大洲～大洲駅～大洲病院 24.2 km（変更前25.8 km） 東大洲右回り5便（変更前4便） 東大洲左回り4便	
	大洲駅～東大洲～大洲駅～大洲病院 17.9 km（変更前19.5 km） 東大洲右回り1便（変更前2便）	
	大洲病院～大洲駅～東大洲～大洲駅 18.1 km（変更前19.7 km） 東大洲左回り1便	
運 賃	金額	区分
	150円	一般（中学生以上）
	100円	子ども（小学生以下） ※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者） ※身体障害者手帳（1種）又は療育手帳（A）の所持者の介護者を含む
変 更 箇 所	追加	廃止
路 線	大洲農高南西側交差点～国道56号大洲駅前交差点	大洲農高南西側交差点～総合福祉センター
バ ス 停	(株)よんやく前	東大洲河内、東大洲天満

運 行 時 刻
変 更 概 要

区分 停留所	東大洲右回り						東大洲左回り				
	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤
大 洲 病 院	—	—	9:50	11:40	14:00	15:50	8:50	10:40	13:00	14:50	18:00
大 洲 駅 前	7:05	7:25	10:11	12:01	14:21	16:11	9:11	11:01	13:21	15:11	18:21
オス`メッセ21	7:22	7:42	10:28	12:18	14:38	16:28	9:40	11:30	13:50	15:40	18:50
大 洲 駅 前	7:53	8:13	10:59	12:49	15:09	16:59	9:59	11:49	14:09	15:59	19:07
大 洲 病 院	8:11	8:31	11:17	13:07	15:27	17:17	10:17	12:07	14:27	16:17	—

日祝運休 日祝運休

日祝運休

- 運行時間短縮（運行時間 1 時間 13 分（14 分短縮））
- 利用状況や J R ・ 路線バス運行状況を踏まえた運行時刻見直し
 - ・ 朝便の統合（通勤通学用の朝・夕方便は 1 便確保・利用少ない土日祝日運休）
 - ・ 通院想定便（9 時前後に病院到着）の増便

区分 停留所	東大洲右回り						東大洲左回り				
	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤
大 洲 病 院	—	8:10	10:00	12:30	14:20	16:10	8:50	10:40	13:10	15:00	17:45
大 洲 駅 前	7:15	8:29	10:19	12:49	14:39	16:29	9:09	10:59	13:29	15:19	18:04
オス`メッセ21	7:35	8:49	10:39	13:09	14:59	16:49	9:25	11:15	13:45	15:35	18:20
大 洲 駅 前	7:53	9:07	10:57	13:27	15:17	17:07	9:47	11:37	14:07	15:57	18:40
大 洲 病 院	8:09	9:23	11:13	13:43	15:33	17:23	10:03	11:53	14:23	16:13	—

土日祝運休

土日祝運休

変 更 予 定 日 令和 5 年 6 月 1 日

路 線 図 9 ページ

運 行 時 刻 10 ページ

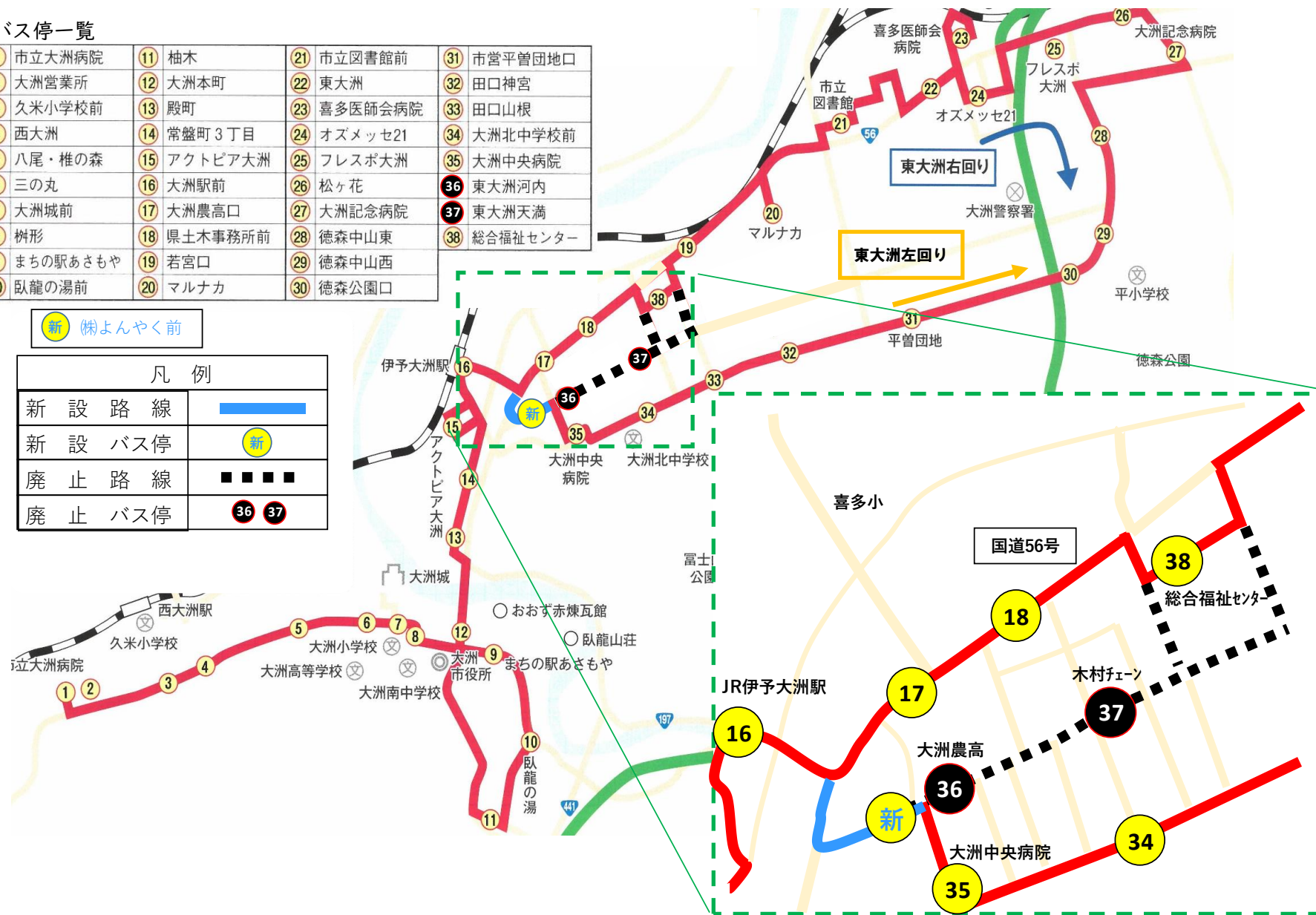
路線図

バス停一覧

① 市立大洲病院	⑪ 柚木	⑲ 市立図書館前	⑳ 市営平曽団地口
② 大洲営業所	⑫ 大洲本町	㉒ 東大洲	㉓ 田口神宮
③ 久米小学校前	⑬ 殿町	㉔ 喜多医師会病院	㉕ 田口山根
④ 西大洲	⑭ 常盤町3丁目	㉖ オズメッセ21	㉗ 大洲北中学校前
⑤ 八尾・椎の森	⑮ アクトピア大洲	㉘ フレスポ大洲	㉙ 大洲中央病院
⑥ 三の丸	⑯ 大洲駅前	㉚ 松ヶ花	㉛ 東大洲河内
⑦ 大洲城前	⑰ 大洲農高口	㉜ 大洲記念病院	㉝ 東大洲天満
⑧ 榊形	⑱ 県土木事務所前	㉞ 徳森中山東	㉟ 総合福祉センター
⑨ まちの駅あさもや	㉑ 若宮口	㊱ 徳森中山西	
⑩ 臥龍の湯前	㉒ マルナカ	㊲ 徳森公園口	

新 (株)よんやく前

凡 例	
新 設 路 線	
新 設 バス停	
廃 止 路 線	
廃 止 バス停	



循環バス 運行時刻 (変更後)

東大洲右回り						東大洲左回り						
土日祝運休						土日祝運休						
	右①	右②	右③	右④	右⑤	右⑥		左①	左②	左③	左④	左⑤
1 市立大洲病院 乗入	－	8:10	10:00	12:30	14:20	16:10	1 市立大洲病院 乗入	8:50	10:40	13:10	15:00	17:45
2 大洲営業所	－	8:11	10:01	12:31	14:21	16:11	2 大洲営業所	8:51	10:41	13:11	15:01	17:46
3 久米小学校前	－	8:12	10:02	12:32	14:22	16:12	3 久米小学校前	8:52	10:42	13:12	15:02	17:47
4 西大洲	－	8:12	10:02	12:32	14:22	16:12	4 西大洲	8:52	10:42	13:12	15:02	17:47
5 八尾・椎の森	－	8:13	10:03	12:33	14:23	16:13	5 八尾・椎の森	8:53	10:43	13:13	15:03	17:48
6 三の丸	－	8:14	10:04	12:34	14:24	16:14	6 三の丸	8:54	10:44	13:14	15:04	17:49
7 大洲城前	－	8:14	10:04	12:34	14:24	16:14	7 大洲城前	8:54	10:44	13:14	15:04	17:49
8 榊形	－	8:15	10:05	12:35	14:25	16:15	8 榊形	8:55	10:45	13:15	15:05	17:50
9 まちの駅あさもや	－	8:17	10:07	12:37	14:27	16:17	9 まちの駅あさもや	8:57	10:47	13:17	15:07	17:52
10 臥龍の湯前	－	8:18	10:08	12:38	14:28	16:18	10 臥龍の湯前	8:58	10:48	13:18	15:08	17:53
11 柚木	－	8:19	10:09	12:39	14:29	16:19	11 柚木	8:59	10:49	13:19	15:09	17:54
12 大洲本町	－	8:21	10:11	12:41	14:31	16:21	12 大洲本町	9:01	10:51	13:21	15:11	17:56
13 殿町	－	8:23	10:13	12:43	14:33	16:23	13 殿町	9:03	10:53	13:23	15:13	17:58
14 常磐町3丁目	－	8:24	10:14	12:44	14:34	16:24	14 常磐町3丁目	9:04	10:54	13:24	15:14	17:59
15 フクトピア大洲 乗入	－	8:26	10:16	12:46	14:36	16:26	15 フクトピア大洲 乗入	9:06	10:56	13:26	15:16	18:01
16 大洲駅前 着 乗入	－	8:27	10:17	12:47	14:37	16:27	16 大洲駅前 着 乗入	9:07	10:57	13:27	15:17	18:02
17 大洲農高口 乗入	7:16	8:30	10:20	12:50	14:40	16:30	17 大洲農高口 乗入	9:09	10:59	13:29	15:19	18:04
18 県土木事務所前	7:17	8:31	10:21	12:51	14:41	16:31	18 大洲中央病院 乗入	9:12	11:02	13:32	15:22	18:07
19 総合福祉センター 着 乗入	7:18	8:32	10:22	12:52	14:42	16:32	35 大洲北中学校前	9:13	11:03	13:33	15:23	18:08
20 若宮口 乗入	7:22	8:36	10:26	12:56	14:46	16:36	34 田口山根	9:14	11:04	13:34	15:24	18:09
21 マルナカ 乗入	7:24	8:38	10:28	12:58	14:48	16:38	33 田口神宮	9:14	11:04	13:34	15:24	18:09
22 市立図書館	7:27	8:41	10:31	13:01	14:51	16:41	32 市営平曽団地口	9:15	11:05	13:35	15:25	18:10
23 東大洲 着 乗入	7:29	8:43	10:33	13:03	14:53	16:43	31 徳森公園口	9:16	11:06	13:36	15:26	18:11
24 喜多医師会病院 着 乗入	7:31	8:45	10:35	13:05	14:55	16:45	30 徳森中山西	9:17	11:07	13:37	15:27	18:12
25 オスマツセ21 乗入	7:35	8:47	10:37	13:07	14:57	16:47	29 徳森中山東	9:18	11:08	13:38	15:28	18:13
26 フリスボ大洲 乗入	7:37	8:51	10:41	13:11	15:01	16:51	28 大洲記念病院 乗入	9:19	11:09	13:39	15:29	18:14
27 松ヶ花 乗入	7:39	8:53	10:43	13:13	15:03	16:53	27 松ヶ花 乗入	9:21	11:11	13:41	15:31	18:16
28 大洲記念病院 乗入	7:41	8:55	10:45	13:15	15:05	16:55	25 オスマツセ21 乗入	9:23	11:13	13:43	15:33	18:18
29 徳森中山東	7:42	8:56	10:46	13:16	15:06	16:56	24 喜多医師会病院 着 乗入	9:25	11:15	13:45	15:35	18:20
30 徳森中山西	7:43	8:57	10:47	13:17	15:07	16:57	23 東大洲 乗入	9:27	11:17	13:47	15:37	18:22
31 徳森公園口	7:44	8:58	10:48	13:18	15:08	16:58	22 市立図書館前 乗入	9:29	11:19	13:49	15:39	18:24
32 市営平曽団地口	7:45	8:59	10:49	13:19	15:09	16:59	21 マルナカ 乗入	9:36	11:26	13:56	15:46	18:31
33 田口神宮	7:46	9:00	10:50	13:20	15:10	17:00	20 若宮口	9:38	11:28	13:58	15:48	18:33
34 田口山根	7:46	9:00	10:50	13:20	15:10	17:00	19 総合福祉センター 着 乗入	9:40	11:30	14:00	15:50	18:35
35 大洲北中学校前	7:47	9:01	10:51	13:21	15:11	17:01	18 県土木事務所前 乗入	9:42	11:32	14:02	15:52	18:37
36 大洲中央病院 乗入	7:48	9:02	10:52	13:22	15:12	17:02	17 大洲農高口	9:43	11:33	14:03	15:53	18:38
37 よんやぐ前	7:49	9:03	10:53	13:23	15:13	17:03	16 大洲駅前 着 乗入	9:44	11:34	14:04	15:54	18:39
								9:45	11:35	14:05	15:55	
								9:47	11:37	14:07	15:57	－
16 大洲駅前 着 乗入	7:51	9:05	10:55	13:25	15:15	17:05	15 フクトピア大洲 乗入	9:48	11:38	14:08	15:58	－
15 フクトピア大洲 乗入	7:54	9:08	10:58	13:28	15:18	17:08	14 常磐町3丁目 乗入	9:49	11:39	14:09	15:59	－
14 常磐町3丁目	7:55	9:09	10:59	13:29	15:19	17:09	13 殿町 乗入	9:50	11:40	14:10	16:00	－
13 殿町	7:56	9:10	11:00	13:30	15:20	17:10	12 大洲本町 乗入	9:52	11:42	14:12	16:02	－
12 大洲本町	7:58	9:12	11:02	13:32	15:22	17:12	9 まちの駅あさもや 乗入	9:53	11:43	14:13	16:03	－
9 まちの駅あさもや	7:59	9:13	11:03	13:33	15:23	17:13	10 臥龍の湯前 乗入	9:54	11:44	14:14	16:04	－
10 臥龍の湯前	8:00	9:14	11:04	13:34	15:24	17:14	11 柚木 乗入	9:55	11:45	14:15	16:05	－
11 柚木	8:01	9:15	11:05	13:35	15:25	17:15	8 榊形 乗入	9:58	11:48	14:18	16:08	－
8 榊形	8:04	9:18	11:08	13:38	15:28	17:18	7 大洲城前 乗入	9:59	11:49	14:19	16:09	－
7 大洲城前	8:05	9:19	11:09	13:39	15:29	17:19	6 三の丸 乗入	9:59	11:49	14:19	16:09	－
6 三の丸	8:05	9:19	11:09	13:39	15:29	17:19	5 八尾・椎の森 乗入	10:00	11:50	14:20	16:10	－
5 八尾・椎の森	8:06	9:20	11:10	13:40	15:30	17:20	4 西大洲 乗入	10:01	11:51	14:21	16:11	－
4 西大洲	8:07	9:21	11:11	13:41	15:31	17:21	3 久米小学校前 乗入	10:01	11:51	14:21	16:11	－
3 久米小学校前	8:07	9:21	11:11	13:41	15:31	17:21	2 大洲営業所 乗入	10:02	11:52	14:22	16:12	－
2 大洲営業所	8:08	9:22	11:12	13:42	15:32	17:22	1 市立大洲病院 乗入	10:03	11:53	14:23	16:13	－
1 市立大洲病院 乗入	8:09	9:23	11:13	13:43	15:33	17:23						－

		通勤・通学想定					通院・観光想定										
下り	特急	7:22						8:45		9:41					10:52		
		東方面	西方面	東方面				東方面		西方面					東方面	西方面	
下り	内子				7:48						10:15						
					西方面	西方面						西方面					
下り	長浜			7:43				8:50									
				東方面	西方面	西方面		西方面	東方面								
上り	特急		7:22					8:24		9:29							
			西方面					東方面		西方面	東方面						
上り	普通			7:50						9:11							
				西方面	西方面					西方面							

下段：接續方面

	宇和島	伊予鉄	伊予鉄	①	宇和島	伊予鉄	②	伊予鉄	伊予鉄	①	伊予鉄	伊予鉄	宇和島	③	②	伊予鉄	伊予鉄	伊予鉄	伊予鉄
大洲病院	7:20	—	7:36	—	肱川発	—	8:10	8:46	長浜発	8:50	9:20	長浜発	肱川発	10:00	10:40	長浜発	—	11:06	11:50
大洲駅	7:29	—	7:46	7:15	—	—	8:29	8:56	—	9:09	9:30	—	—	10:19	10:59	—	—	11:16	12:00
オスメッセ21	7:36	—	7:56	7:35	7:51	—	8:49	9:06	9:16	9:25	9:40	10:16	10:20	10:39	11:15	11:06	—	—	12:10
大洲駅	—	7:30	—	7:53	7:58	8:22	9:07	—	9:26	9:47	—	10:26	10:27	10:57	11:37	11:16	11:20	—	—
大洲病院	肱川行	7:40	—	8:09	8:07	8:32	9:22	長浜行	9:36	10:03	長浜行	10:36	10:36	11:12	11:53	11:26	11:30	—	長浜行

▲：十日祝運休

	④	伊予鉄	宇和島	伊予鉄	③	伊予鉄	宇和島	伊予鉄	⑤	伊予鉄	④	宇和島	伊予鉄	伊予鉄	宇和島	伊予鉄	⑥	伊予鉄	伊予鉄	伊予鉄	⑤	宇和島
大洲病院	12:30	—	12:49	13:06	13:10	長浜発	肱川発	—	14:20	14:36	15:00	15:21	16:00	長浜発	肱川発	—	16:10	16:51	長浜発	17:36	17:45	18:04
大洲駅	12:49	—	12:58	13:16	13:29	—	—	—	14:39	14:46	15:19	15:30	16:10	—	—	—	16:29	17:01	—	17:46	18:04	18:13
オスメッセ21	13:09	—	13:05	—	13:45	14:16	14:30	—	14:59	14:56	15:35	15:37	16:20	16:16	16:55	—	16:49	—	17:36	17:56	18:20	18:20
大洲駅	13:27	13:20	—	—	14:07	14:26	14:37	15:20	15:17	—	15:57	—	—	16:26	17:02	17:05	17:07	—	17:46	—	18:40	—
大洲病院	13:43	13:30	肱川行	—	14:23	14:36	14:46	15:30	15:33	長浜行	16:13	肱川行	長浜行	16:36	17:11	17:15	17:23	—	17:56	長浜行	—	肱川行

①～⑤ 循環バス東大洲左回り

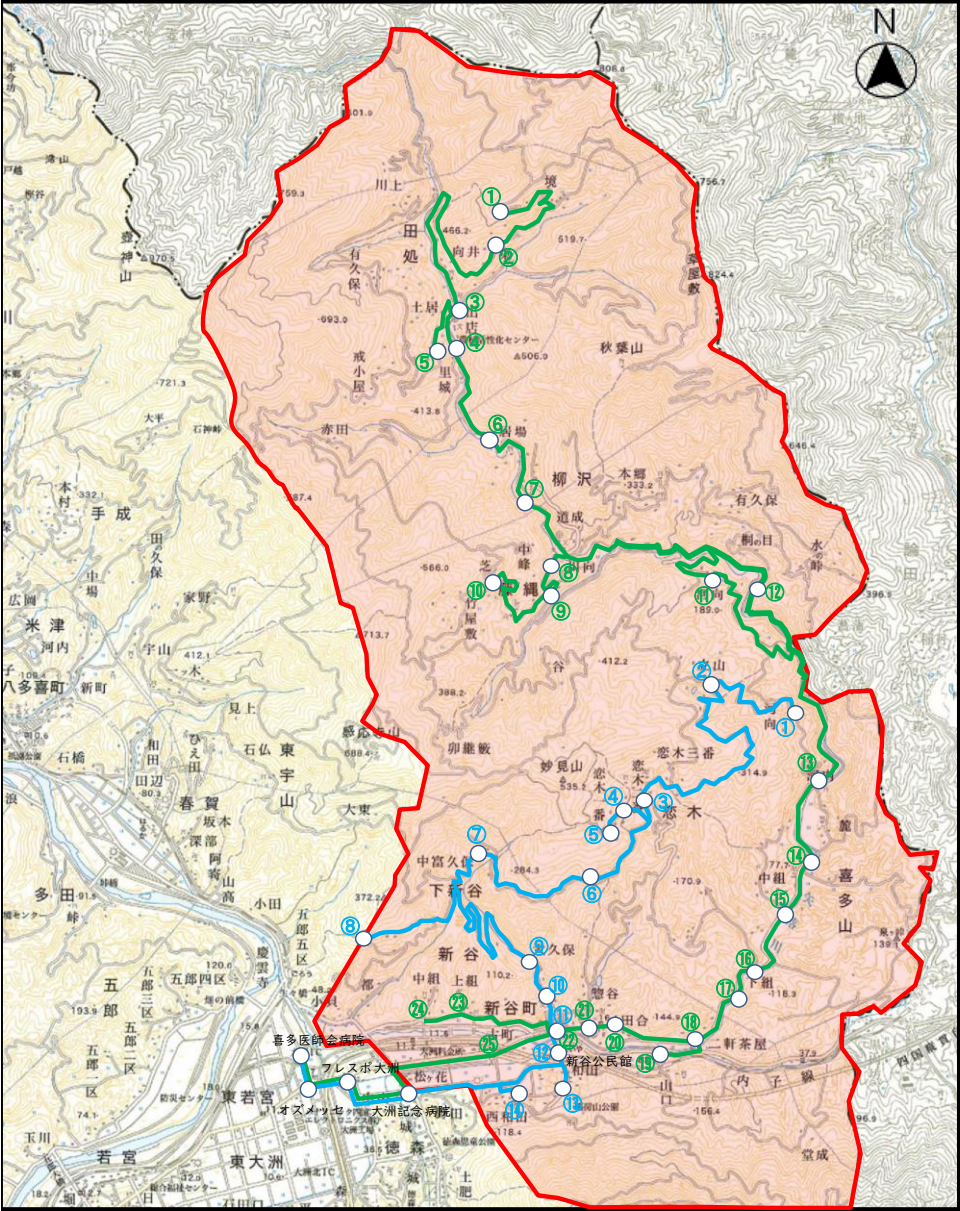
空白

議題3 デマンド型交通の本格運行について(柳沢・新谷地区)

令和4年1月からデマンド型交通の実証運行を行ってきた柳沢・新谷地区の本格運行にあたり、応募のあった事業者（一般乗合旅客自動車運送事業）に加え、市による自家用有償旅客運送を併せて行うことについて承認を求めるものである。

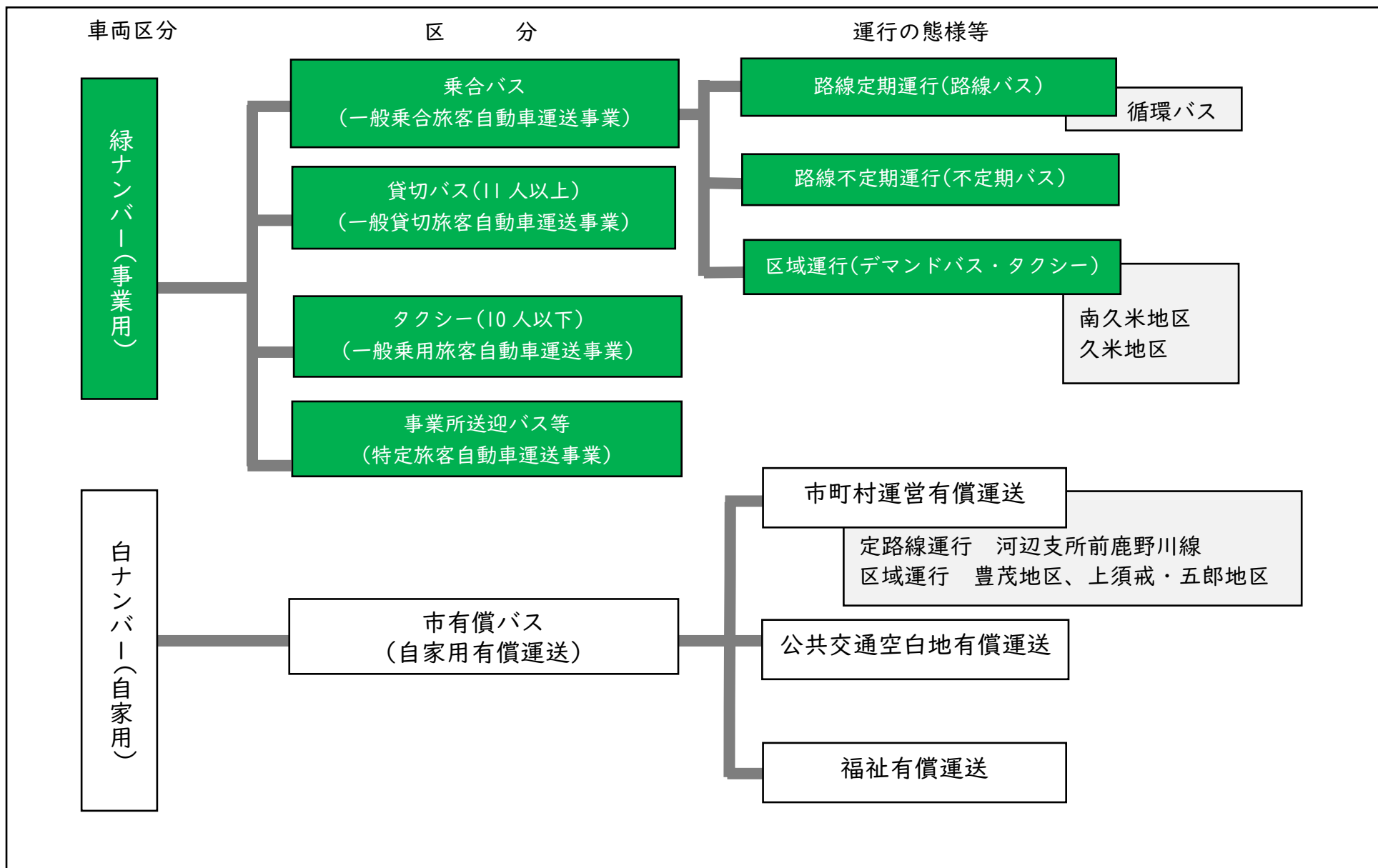
運 行 の 態 様		一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）	自家用有償旅客運送（区域運行） （市町村運営有償運送）
運 行 主 体		宇和島ハイヤー株式会社	大洲市
営 業 区 域 （ 運 行 範 囲 ）		柳沢・新谷地区（田処、柳沢、藤縄、喜多山、恋木、下新谷、新谷、新谷町）	
運 送 区 間		柳沢・新谷線(田処地区～市内中心部) 起点：田処 経由地：新谷 終点：喜多医師会病院	
		恋木線(恋木地区～市内中心部) 起点：恋木 経由地：新谷 終点：喜多医師会病院	
運 賃		地区内	地区外 対象者
		150円	300円 一般（中学生以下）
		100円	200円 子ども（小学生以下） ※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者） ※身体障害者手帳（1種）又は療育手帳（A）の所持者の介護者を含む
運 行 開 始		令和5年7月（予定）	
運 行 内 容	運 行 日	火・金曜日（祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3 は運休）	
	運 行 時 刻	往路 8時30分起点発 復路 11時30分・13時30分終点発	
	予 約 締 切	運行日前日 16時	
	車 両	一般乗合旅客自動車運送事業 5人乗セダンタクシー（3台）	自家用有償旅客運送 14人乗ハイエース、10人乗キャラバン等
	路 線 図 ・ 時 刻 表	14ページ	
	そ の 他	路線バス・JRによる移動が可能な場所における利用はできない。	
R4 実 績	柳 沢 ・ 新 谷 線	利用率68%、利用者数1.5人/便（R5.2月までの実績）	
	恋 木 線	利用率31%、利用者数2.6人/便（R5.2月までの実績）	
	2 路 線 合 計	利用率49%、利用者数1.8人/便（R5.2月までの実績）	

柳沢・新谷デマンド型交通デマンド運行路線図・時刻表

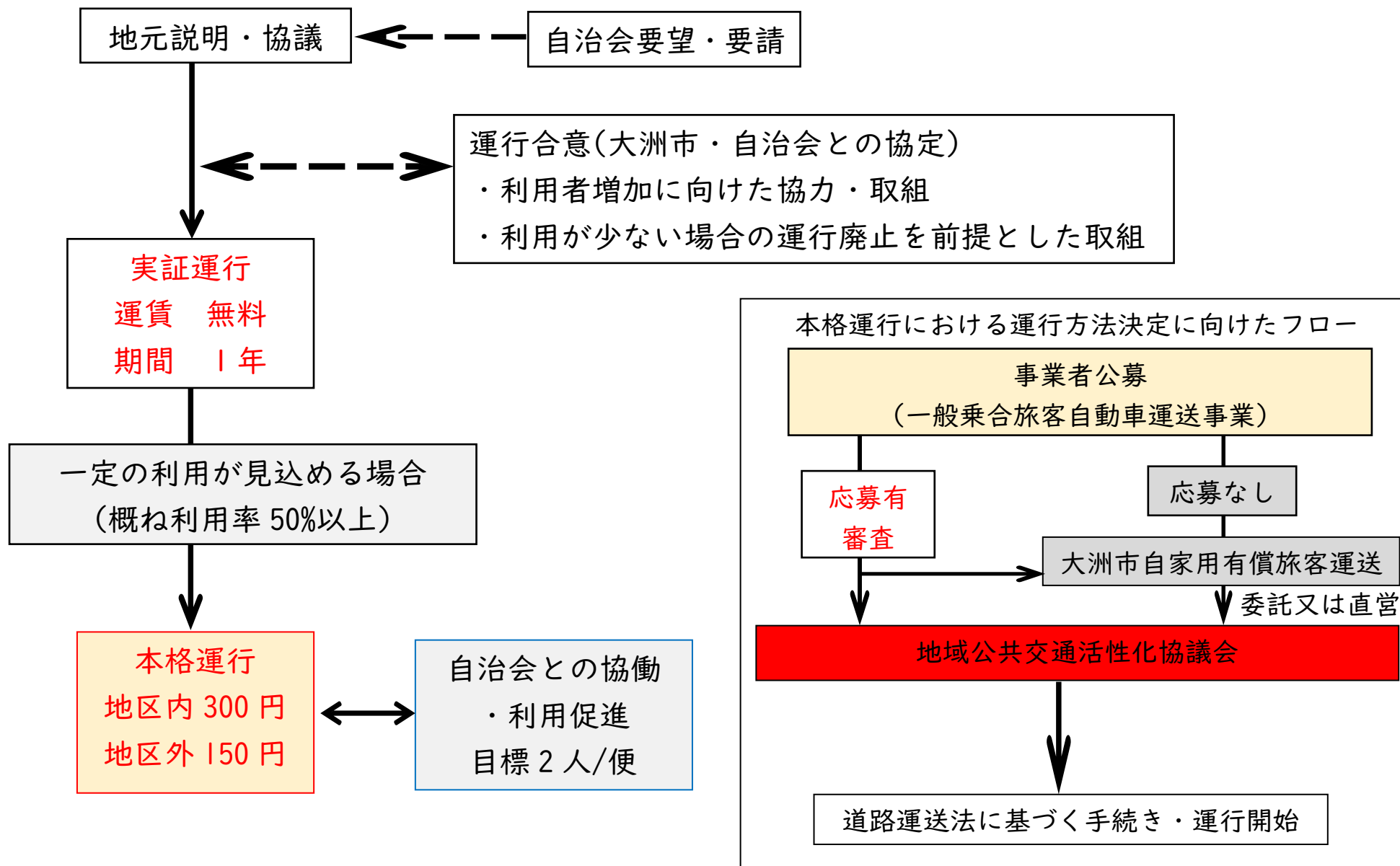


【往(行き)】柳沢・新谷地区又は恋木地区→大洲市街					
柳沢・新谷線			恋木線		
時間	No.	乗降場所	時間	No.	乗降場所
9:00	①	境集会所	9:00	①	中村
9:02	②	田処東	9:06	②	立山
9:10	③	田処郵便局前	9:17	③	恋木郵便ポスト前
9:10	④	田処下	9:17	④	恋木1番集会所
9:12	⑤	農村活性化センター	9:19	⑤	恋木集会所
9:15	⑥	居場集会所下	9:19	⑥	西山口
9:16	⑦	道成	9:31	⑦	富久保集会所
9:18	⑧	柳沢公民館	9:42	⑧	中久保集会所
9:20	⑨	柳沢分団第2部詰所	9:52	⑨	大久保上
9:24	⑩	藤縄	9:53	⑩	大久保ゴミステーション前
9:31	⑪	河向集会所	9:54	⑪	新谷商店街
9:35	⑫	桐の目	9:56	⑫	新谷公民館
9:38	⑬	河内	9:58	⑬	和田集会所
9:39	⑭	一ノ瀬橋	10:00	⑭	大洲福祉会館前
9:40	⑮	喜多山中組			
9:41	⑯	下組集会所下			
9:42	⑰	喜多山下			
9:43	⑱	矢落橋			
9:44	⑲	喜多山駅前コンビニ			
9:45	⑳	田合			
9:46	㉑	新谷中学校前			
9:47	㉒	新谷商店街			
9:48	㉓	新谷上組			
9:49	㉔	新谷中組			
9:51	㉕	古町			
9:54	-	大洲記念病院	10:02	-	大洲記念病院
9:56	-	フレスポ大洲	10:04	-	フレスポ大洲
9:58	-	オズメッセ	10:06	-	オズメッセ
接続便	伊予鉄バス (西方面へ)10:16発		接続便	伊予鉄バス (西方面へ)10:16発	
10:00	-	喜多医師会病院	10:08	-	喜多医師会病院

<参考> 道路運送法に基づく有償運行の種類



<参考> デマンド型交通導入に向けたフロー図



道路運送法抜粋

(種類)

第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 一般旅客自動車運送事業(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)

イ 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

(2) 特定旅客自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業)

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第4条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別(前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。)について行う。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ばず影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第31条第2号、第88条の2第1号及び第4号並びに第89条第1項第1号において「運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2～3 略

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5～6 略

(事業計画の変更)

第15条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更(第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2～4 略

(運行計画)

第15条の3 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画(運行系統、運行回数その他の国土交通省令で定める事項(路線定期運行に係るものに限る。))に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画の変更(次項に規定するものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(有償運送)

第78条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

(1) 災害のため緊急を要するとき。

(2) 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。

(3) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(登録)

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の拒否)

第79条の4 国土交通大臣は、第79条の2の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

(6) 略 2 略

道路運送法施行規則抜粋

(自家用有償旅客運送)

第49条 法第78条第2号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行うものであって、次に掲げるものとする。

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送(以下「交通空白地有償運送」という。)

(2) 乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第1項に規定するタクシーをいう。)その他の公共交通機関を利用することが困難な者(特定非営利活動法人等が行う場合にあっては、第51条の29の名簿に記載されている者)及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第238号)第四条に規定する身体障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第五条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第百23号)第二条第四号に規定する知的障害者

- ニ 介護保険法(平成9年法律第百23号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン抜粋

【合意が許認可の要件とされている事項】

・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に関する事項

① 運行の態様

路線不定期運行又は区域運行については、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議等で地域交通ネットワークの観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要が無い場合はこの限りではない。）であることとしている。

② 事業計画（使用車両、最低車両数）

使用車両の乗車定員については、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができることとしている。

最低車両数については、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合は、最低車両数の定めのない限りとしている。

【許認可の手続等について、合意によって特例が認められる事項】

① 運賃及び料金

地域公共交通会議で合意した運賃及び料金については、法第9条第4項及び施行規則第9条の2の規定により届出をもって足りとしている。

② 事業計画（路線、営業区域）

路線又は営業区域については、地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、通常3ヶ月をそれぞれの事案ごとに、概ね2ヶ月又は1ヶ月を目処とした迅速な処理をすることとしている。

③ 運行計画

地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行の要件に該当する場合であっても弾力的に取扱うこととしている。

【自家用有償旅客運送に関する事項】

① 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録

自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、地域公共交通会議において合意することとされている。